

令和6年
10月から

児童手当の制度が一部**変更**となります
大切なお知らせです。必ずご確認ください。

1 制度の変更点（令和6年10月分（12月支給）から）

① 支給対象児童の高校生年代まで延長

高校生年代（18歳到達後最初の年度末）までの児童がいる世帯が支給対象となります。

② 所得制限撤廃

上記①に該当する世帯の全世帯が児童手当の支給対象となります。

③ 多子加算の拡大

第3子以降の児童手当の金額が月額3万円になります。

④ 算定児童（子）の年齢拡充（カウント方法の変更）

第3子以降のカウント対象年齢を（親等の経済的負担がある場合※1）
大学生年代（22歳到達後最初の年度末）までの子となります。

⑤ 支給回数が年3回から年6回（偶数月）の増加

児童手当の支給月が2月、4月、6月、8月、10月、12月になります。

※1 同一世帯、別世帯問わず監護生計同一関係にある場合（「監護」とは面倒をみている、ことをいいます）

2 支給額（月額）

3歳未満（第1・2子）15,000円（第3子以降）30,000円
3歳～高校生年代（第1・2子）10,000円（第3子以降）30,000円

ご不明な点等ございましたら、以下問合せ先までご連絡ください。

問合せ先：小金井市役所 子育て支援課 手当助成係
電話：042(387)9839(直通)